

り よう けい やく しょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくすみかい
社会福祉法人 福角会

きょうどうせいかつえんじょじぎょう
共同生活援助事業

ほ - む す
きずなホームズ

きょうどうせいかつえんじょじぎょう きずなほーむず りようけいやくしょ
共同生活援助事業 きずなホームズ 利用契約書

きずなほーむず りよう きぼう もの いか りようしゃ
きずなホームズの利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人
ふくずみかい きずなほーむず いか じぎょうしゃ
福角会 きずなホームズ（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供 する指定
きょうどうせいかつえんじょじぎょう かいごさーびす ほうかつがた つぎ けいやく
共同生活援助事業（介護サービス包括型）について、次のとおり契約します。

だい じょう けいやく もくてき
第1条（契約の目的）

この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係
ほうれい りねん のつと りようしゃ じりつ しゃかいけいざいかつどう さんか そくしん じぎょうしゃ
法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者
こべつしえんけいかく もと りようしゃ たい ひつよう さーびす できせつ おこな さいだ
が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

だい じょう きかん
第2条（期間）

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。

本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、又は支給有効期間の
まんりょうび へんこう べあい へんこうご しゃきゅうゆうこうきかん まんりょうび ほんけいやく じどうてき
満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に
おな ないよう こうしん
同じ内容で更新されるものとします。

契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動的に同じ
ないよう こうしん
内容で更新されるものとします。

だい じょう こべつしえんけいかく
第3条（個別支援計画）

事業者においては、利用者の状況並びに課題と意向を常に把握するとともに目標を
じぎょうしゃ りようしゃ じょうきょうなら かなだい いこう つね はあく もくひょう
設定し、利用者やその家族・後見人等への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理
せつてい りようしゃ かぞく こうけんにとん めんせつ さーびすたんとうしゃかいぎ へ きーびすかんり
責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

この個別支援計画については、事業者が利用者にもその内容を説明し、文書による同意を
こべつしえんけいかく じぎょうしゃ りようしゃ ないよう せつめい ぶんしょ どうい
得た上で作成するもので、その写しを利用者に交付いたします。

なお、利用者やその家族・後見人等はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見
りようしゃ かぞく こうけんにとん こべつしえんけいかく せつめい もと いけん
を述べることができます。

だい じょう さーびすないよう
第4条（サービス内容）

- 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサー
じぎょうしゃ こべつしえんけいかく もと じゅうようじこうせつめいしょ きさい
ビス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。
ないよう ていきょう なお こべつ けいやくないよう べっし とお けいやく
- サービス提供は、事業所の世話人、生活支援員等の従事者が当たります。
さーびす ていきょう じぎょうしょ せわにん せいかつしえんいんなど じゅうじしゃ あた
- サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常
さーびす ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう おう じりつ しえん にちじょう

生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

第5条 (利用料)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を事業者^に支払います。ただし、サービス利用料金のうち訓練等給付費等から支給される部分(全体額9割)については、原則として、事業者が市町から代理受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌15日までに利用者^に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者^に領収書を発行します。
- 5 国の定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することができるものとします。
- 6 経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、2ヶ月前までに利用者^の同意を得た上で利用料金を変更することができるものとします。

第6条 (利用料の支払い方法)

- 1 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。
- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者^に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第7条 (他のサービス提供者との連携)

事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第8条 (説明義務)

事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

だい9じょう
第9条 (相談及び援助)

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

だい10じょう
第10条 (健康管理)

- 1 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

だい11じょう
第11条 (安全配慮義務)

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

だい12じょう
第12条 (緊急時の援助)

- 1 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に速やかに連絡します。

だい13じょう
第13条 (身体拘束の禁止)

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

だい14じょう
第14条 (虐待防止のための措置)

事業者は、利用者、利用者、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

だい15じょう
第15条 (秘密の保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
- 2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

- 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

第16条 (苦情解決)

- 1 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

第17条 (利用者等による不当な言動等への対応)

- 1 利用者またはその家族その他関係者（以下「利用者等」という。）は、職員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。
- 2 事業者は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
- 3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業者は次の措置を講ずることができます。
 - (1) 面談や電話等の制限
 - (2) 職員立会いのもとでの対応限定
 - (3) サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - (4) サービス利用契約の解除（やむを得ない場合に限り）
- 4 上記の措置を講ずる際には、事業者は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関（相談支援事業所、市町村担当課等）と連携します。
- 5 利用者等の言動が、職員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

第18条 (安全なサービス提供環境の確保)

- 1 事業者は、利用者及び職員双方が安心してサービスを受け・提供できる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する方針を定め、周知に努めます。
- 2 利用者及び家族は、職員に対する不当な言動を慎み、相互の信頼と尊重のもとにサービス提供が行われるよう協力するものとします。

だい じょう けいやく しゅうりょう
第19条 (契約の終了)

- 1 利用者は、指定共同生活援助の利用の契約を終了する場合は7日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。
- (1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。
- (2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。
- 2 事業者は、利用者が以下の事由に該当する場合には、契約を解除することができます。
- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めたとき。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。
- (6) 利用者が死亡した場合。
- (7) 利用者等が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により職員または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがあるとき。
- ① 上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断されるとき。
- ② サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難であるとき。
- ③ その他、事業運営上やむを得ない事由があるとき。

だい じょう そんがいばいしょう
第20条 (損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者^{りようしゃ}に損害^{そんがい}を与えた場合には、速やかに賠償^{ばいしょう}します。

だい じょう みもとほしょうにん
第21条 (身元保証人)

事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}に対し、身元保証人^{みもとほしょうにん}を求めることがあります。但し、利用者^{りようしゃ}に身元保証人^{みもとほしょうにん}をたてることのできない相当^{そうとう}の理由^{りゆう}が認められる場合は、その限りではありませ

ん。
2 身元保証人^{みもとほしょうにん}は、次の各号^{かくごう}の責任^{せきにん}を負^おいます。

(1) 利用者^{りようしゃ}の責^{せき}により事業者^{じぎょうしゃ}に損害^{そんがい}を与えた場合^{あた}、利用者^{りようしゃ}と連携^{れんけい}し当該損害^{とうがいそんがい}を賠償^{ばいしょう}すること。

(2) 契約解除^{けいやくかいじょまた}又は契約終了^{けいやくしゅうりょう}の場合^{ばあい}、利用者^{りようしゃ}の状^{じょう}態^{たい}に見合^{みあ}った適切^{てきせつ}な受入^{うけい}れ先^{さき}確保^{かくほ}に努^{つと}めること。

だい じょう きょうぎじこう
第22条 (協議事項)

契約^{けいやく}に定められていない事項^{さだ}について問題^{じこう}が生^{もんだい}じた場合^{しょう}には、事業者^{じぎょうしゃ}は障害者^{しょうがいしゃ}総合支援^{そうごうしえん}法等^{ほうとう}の関係^{かんけい}諸法令^{しよほうれい}の定めるところ^{さだ}に従^{したが}い、利用者^{りようしゃ}と誠意^{せい}をもって協議^{きょうぎ}するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上各自1通を所持します。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

立会人住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 ()

事業者所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

事業者名 社会福祉法人 福角会
代表者 理事長 山 崎 隆 印